



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/9/11

NO.237 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

①調査には理由が必要

税務調査をするには、それ相当の理由が必要です。税務署には具体的な理由を説明する義務があります。



②「密室の調査」は危険

税務署は「納税者とだけ話をする」と密室での調査を行います。信頼できる人に立ち会ってもらいましょう。



③理由も分からないまま、帳簿や伝票、通帳を見せる必要はありません。

安易に取引先や取引銀行を教える必要はありません。



税務調査 税務署員は何でもできるわけではない、納税者には権利があります！

税務調査の際は、納税者への「税務調査の事前通知」が税務署に義務付けられています。調査の日時や場所、目的などの11項目の事前通知を守らせましょう。税務調査は、あくまで任意調査であり納税者の同意と協力が前提です。

表1 税務調査の「10の心得」

- ①自主申告は権利
- ②相手の身分確認を
- ③不都合なら断りを
- ④信頼できる立会人を
- ⑤調査理由を確かめよう
- ⑥調査は目的の範囲に
- ⑦承諾なしの侵入は違法
- ⑧勝手な取り調べは違法
- ⑨承諾なしの反面調査は断る
- ⑩印鑑は命

表2 「事前通知の11項目」

- ①実地調査を行う旨
- ②実地調査を行う日時
- ③調査を行う場所
- ④調査の目的
- ⑤調査の対象となる税目
- ⑥調査の対象となる期間
- ⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨調査担当職員の名氏および所属
- ⑩②と③は変更可能であること
- ⑪④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

商売困ったら放置せず、民商へ相談を！

9月のなんでも相談会

日時 9月25日(月) 午後4時から

場所 民商事務所

※相談希望の方は、
事前に電話予約をお願いします。



国保税、市税、消費税、記帳相談、資金繰り、労災保険、社会保険、滞納問題など、どんな相談でも受付しています。民商へお気軽にご相談ください。



9月分からの厚生年金保険料率が変わります

厚生年金に加入している方の保険料率は、9月分(10月納付分)から変更となります。

変更前 18.182%

変更後 18.300%

適用期間は9月分からとなります。給与計算時には厚生年金保険料率に注意しましょう。

民商の紹介をお願いします

帳面はどうすればいいの？
青色申告にしたいが特典は？
手続は？など相談求める業者は大勢います。みなさんのお知り合いの業者に民商を紹介してください。商工新聞を友人友人や商売をしている方にすすめて下さい。



10月の無料法律相談

日時

10月10日(火) 午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

(9月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。